

# 地域密着型サービス事業所（グループホーム、特別養護老人ホーム） における入所手続きの流れ

## I 南関町の住民基本台帳に登録された日から1年以上経過している被保険者

### 1 入所の申込み

- ①被保険者は、施設へ申込みをする。

### 2 入所条件の確認

- ①施設は、住所要件を被保険者又は被保険者の家族へ聞き取る等により「南関町の住民基本台帳に登録された日から1年以上経過している」ことを確認する。
- ②施設は、疑義がある場合、介護保険担当課へ連絡する。

### 3 入所の決定

- ①施設は、上記2の確認ができた場合は、入所を決定する。

### 4 介護保険施設等入所・退所連絡票の提出

- ① 施設は、入所手続きが済み次第「介護保険施設等入所・退所連絡票（参考様式）」を介護保険担当課へ提出する。

※入所者が退所した場合も、「介護保険施設等入所・退所連絡票（参考様式）」を介護保険担当課へ提出する。

# 地域密着型サービス事業所（グループホーム、特別養護老人ホーム） における入所手続きの流れ

## Ⅱ 南関町の住民基本台帳に登録された日から1年を経過していない被保険者

### 1 入所の申込み

- ①被保険者は、施設へ申込みをする。

### 2 入所条件の確認

- ①施設は、介護保険担当課へ連絡する。
- ②施設は、「地域密着型サービス利用（入所）希望者届出書」と共に、サービス担当者会議、入院している者にあっては在宅支援会議等の会議録等の写しを介護保険担当課へ提出する。  
※サービス担当者会議等の写しについては、地域密着型サービス等の利用が検討され、かつ、その必要性が位置づけられていることを条件とする。
- ③介護保険担当課から、利用の可否を通知する。  
※利用の可否について、決裁が終わった時点で介護保険担当課から施設へ電話連絡を行う。

### 3 入所の決定

- ①施設は、上記2の確認ができた場合は、入所を決定する。

### 4 介護保険施設等入所・退所連絡票の提出

- ① 施設は、入所手続きが済み次第「介護保険施設等入所・退所連絡票（参考様式）」を介護保険担当課へ提出する。

※入所者が退所した場合も、「介護保険施設等入所・退所連絡票（参考様式）」を介護保険担当課へ提出する。

# 地域密着型サービス事業所（グループホーム、特別養護老人ホーム） における入所手続きの流れ

## Ⅲ 住所地特例施設に入所している南関町の被保険者

### 1 入所の申込み

- ①被保険者は、施設へ申込みをする。

### 2 入所条件の確認

- ①施設は、被保険者が南関町の住所地特例対象者か被保険者証により確認する。
- ②施設は、疑義がある場合、介護保険担当課へ電話連絡する。

### 3 入所の決定

- ①施設は、上記2の確認ができた場合は、入所を決定する。

### 4 住所の変更

- ①被保険者は、南関町へ住所変更を行う。  
※原則として住所地特例者になる前の住所へ住所変更をするが、従前（又は家族等）の住所に建物等がなく住所を定めることが不適當な場合は、施設を住所地とする。

### 5 介護保険施設等入所・退所連絡票の提出

- ① 施設は、入所手続きが済み次第「介護保険施設等入所・退所連絡票（参考様式）」を介護保険担当課へ提出する。

※入所者が退所した場合も、「介護保険施設等入所・退所連絡票（参考様式）」を介護保険担当課へ提出する。

## 地域密着型サービス事業所（グループホーム、特別養護老人ホーム） における入所手続きの流れ

### IV 新たに南関町に転入することになった被保険者

地域密着型サービスの利用を前提として転入した者は、その利用を認めない。

例) 不正に親族（施設の従業員宅）へ住所を定め、入所しようとする者 など

**※住民基本台帳法第34条に基づき、担当課等により調査が行われ、住民票が職  
権消除される場合があります。**